

漁業者のための
ライフジャケット着用推進
ガイドライン

平成24年10月
第2版

水産庁

社団法人 大日本水産会
全国漁業協同組合連合会

本ガイドラインについて

漁業に従事する方々にとって、命を守る手段として、ライフジャケットの着用の重要性については、広く理解いただいているものと考えております。

水産庁、（社）大日本水産会、全国漁業協同組合連合会では、平成20年10月に、多くの漁業者の方々に常時ライフジャケットを着用していただくため、着用のポイントや着用推進の取組のポイントを取りまとめた「漁業者のためのライフジャケット着用推進ガイドライン」を作成しました。

これまで、さまざまなライフジャケットの着用推進の取り組みがなされてきましたが、その間にさまざまな課題も浮上してきたところです。このような状況を踏まえ、前回のガイドライン作成から4年が経過したこともあり、今回新たに第2版としてガイドラインを改訂しました。

皆様におかれては、このガイドラインを参考に、引き続きライフジャケットの常時着用に取り組んでいただきたいと思いますと考えています。

平成24年10月

- (1) 「Ⅱ漁業者のみなさんのために」では、ライフジャケットの着用に当たって主に沿岸漁業の漁業者のみなさんにしていただきたいことをまとめました。
- (2) 「Ⅲ漁協の役職員のみさんのために」では、ライフジャケットの着用を推進するにはグループでの取組が重要であることから、漁協や各部会といったグループでの活動、また、地域全体で取り組む方法についてまとめました。
- (3) 「Ⅳ漁船員のみさんのために」では、現場で指揮をする漁ろう長・船長を中心にライフジャケットの着用推進を進めていただくことについてまとめました。
- (4) 「Ⅴ経営者（船主）のみさんのために」では、大臣・知事許可漁業等の漁船で漁船員の安全衛生管理活動の一環としてライフジャケットの着用推進を進めることについて記載しました。
- (5) 「Ⅵ漁業関係団体のみさまのために」では、経営者（船主）のみさんが取り組むライフジャケット着用推進を促進するため、各漁業種類で一体となって取り組む方法についてまとめました。
- (6) 「Ⅶライフジャケットの導入にあたって」では、ライフジャケットの機能を維持するためのメンテナンスやライフジャケットを導入する際の参考資料などをまとめました。着用推進の取組にお役立て下さい。

目次

	頁
・本ガイドラインについて	
I はじめに	
1 ライフジャケットの着用に関する法令について	1
2 ライフジャケット着用が生死を分けた	2
3 家族や仲間の願いは無事の帰港	3
II 漁業者のみなさんのために	
1 ライフジャケット着用のポイント	4
2 チェックリスト	5
III 漁協の役職員のみなさんのために	
1 ライフジャケット着用の進め方	6
2 チェックリスト	8
IV 漁船員のみなさんのために	
1 ライフジャケット着用の進め方	9
2 チェックリスト	10
V 経営者(船主)のみなさんのために	
1 ライフジャケット着用の進め方	11
2 チェックリスト	12
VI 漁業関係団体のみなさんのために	
1 ライフジャケット着用の進め方とチェックリスト	13
VII ライフジャケットの導入にあたって	
1 ライフジャケットの見つけ方	14
2 ライフジャケットのメンテナンス	16
3 ライフジャケット購入時にチェックすべき項目	17
4 ライフジャケット購入の補助事業に取り組んでいる団体等の一覧・問い合わせ先	18
5 ライフジャケット着用推進取組体制図	19
6 相談・連絡先一覧	20
7 着用推進の参考となるホームページ	21

(注) 電子ファイルは、農林水産省ホームページからダウンロードできます。

アドレス : http://www.jfa.maff.go.jp/j/koho/bunyabetsu/pdf/lj_gaidorain.pdf

I はじめに

1. ライフジャケットの着用に関する法令について

(1) 漁船については、法令により、漁業者のライフジャケット（救命胴衣）の着用が義務付けられており、その範囲は以下のとおりです。（平成20年4月1日から、総トン数20トン未満の一人乗り小型漁船で漁ろう作業をする場合も着用が義務付けられました。）

該当するにもかかわらず着用しないと、罰則又は行政処分が科されます。

○ ライフジャケットの着用は、国土交通省、海上保安庁、及び水産庁の施策として、それらの関連機関、船員災害防止協会、(社)日本海難防止協会、JF漁協系統等を通じた協力の下推進してきている。

漁船の種類	総トン数20トン未満の漁船 (船員法適用漁船を除く。)	船員法が適用される漁船*
義務対象者	小型漁船に1人で乗船し漁ろう作業をしている場合の操縦者（2人以上で乗船する場合でも、暴露甲板上にいる者には着用させる必要があります。）	・甲板上で漁ろう作業を行わせる漁船所有者 ・漁船所有者に命綱又は作業用救命衣の使用を命ぜられた船員
根拠法令	・船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条の36第4項 ・船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第137条	・船員法第81条第1項 ・船員労働安全衛生規則第16条第3項及び第57条
違反した場合の罰則等	国土交通大臣による6か月以内の業務停止等の処分の対象（船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条の7）	船舶所有者：6月以下の懲役又は30万円以下の罰金（船員法第130条） 船員：30万円以下の罰金（船員法第128条の2）

※ 総トン数30トン以上の漁船及び総トン数30トン未満5トン以上の漁船のうち下の表で適用されているもの。

(2) 「漁船に対する船員法の適用範囲」は、以下のように決められています。

漁業の種類	総トン数	30 t	20 t	15 t	10 t	5 t	
地先漁業（定置網漁業、区画漁業・共同漁業）							
大臣許可漁業	(1) 大・中型まき網漁業	附属漁船のみ該当					
	(2) 沖合底曳網漁業等以外 の大臣許可漁業					(注1)	(注2)
知事許可漁業	(3) 小型さけ・ます流し網漁業					(注1)	(注2)
	(4) 中型まき網漁業					(注1)	(注2)
	(5) 小型機船底曳網漁業					(注1)	(注2)
(1)～(5)以外の漁業 (いわゆる自由漁業)						(注1)	(注2)
無動力船		適用除外					
		適用漁船の附属船					

船員法適用 (注1)船員法第一条第二項第三号の漁船の範囲を定める政令(昭和三十八年政令第五十四号)別表で定める海面において営む漁船
船員法非適用 (注2)海岸から五海里以遠の海面(注1の湾を除く。)において営む漁業に従事する期間が年間30日未満であると地方運輸局長が認定した漁船

2. ライフジャケット着用が生死を分けた

荒天下でなくても、海中転落は発生し、ライフジャケットを着用していないために命を落とすことがあります。「自分は大丈夫」と過信することなく、是非ライフジャケットを着用してください。

(ケース1)

突然発生した高い磯波による船体傾斜でブルワークに腰掛けていた乗組員が海中に転落し、死亡。ライフジャケット未着用。

(ケース2)

揚網作業中断中に突然漁具が海中に滑り出し、漁具に足を取られた乗組員が海中に転落し、死亡。ライフジャケット未着用。

(ケース3)

高波のために転覆沈没、ライフジャケットを着用していた漁船員は全員救助されたが、未着用の漁船員は全員死亡・行方不明に。

(ケース4)

高波のため転覆、漁船員全員がライフジャケットを着用していたため乗組員は僚船に無事救助された。

(ケース5)

刺網を揚収中に転覆沈没、ライフジャケットを着用していたため乗組員は僚船に無事救助された。

(ケース6)

高波のために転覆沈没、ライフジャケットを着用していたため、乗組員は僚船に無事救助された。

3. 家族や仲間の願いは無事の帰港

命を守ることは自分のためだけでなく、浜で待つ家族のためでもあり、いざというときに身を挺して捜索に加わる仲間のためでもあります。家族や仲間に悲しい思いをさせないためにも、是非ライフジャケットを着用してください。

残された家族は・・・

- 精神的苦しみ→うつ、PTSD（外傷後ストレス障害）等重篤な精神疾患に罹患することも
- 経済的負担→遺族間での人間関係にも影響
- 進学 of 断念→子供の夢にも影響




仲間への影響は・・・

仲間への経済的負担が

300万円

※下記の場合の試算です

捜索に係る燃油代 (漁船(3~5トン)1隻)		休漁による減収 (漁船(3~5トン)1隻)) × 20隻
 60l × 70円 × 7日 = 29,400円	+	 16,700円 × 7日 = 116,900円		

Ⅱ 漁業者のみなさんのために

1. ライフジャケット着用のポイント

ライフジャケットを常時着ていなかった人でも、継続して着用すると違和感は薄れてきます。まずは、2週間程度続けて着用し出漁してみてください。

また、日頃から正しい使い方や手入れをしていないと、いざというときに機能しなくなります。購入した際に、正しい知識を得て、適切な使用とメンテナンスを心がけて下さい。

ポイント：出港時～入港時まで常時着用を心がけ、日々のメンテナンスをお忘れなく

さあ～、これから出漁、その前に、以下の点をチェックしましょう

- ・ライフジャケットが使用できる状態にあるか確認
- ・防水を施した携帯電話及びその他緊急用通信手段の確保を確認
- ・救命浮器、救命浮輪、救命いかだ等の確認
- ・乗船者全員のライフジャケット着用の確認

漁に出ている最中は

- ・常時着用を心がけましょう。仲間でお互いに「着ているか」と声を掛け合いましょう。

帰港後は

- ・ライフジャケットの汚れをとり、損傷がないかを目で確認しましょう。

2. チェックリスト

ライフジャケット着用の取組状況を確認するため、以下の項目について、定期的（月に1回程度から）にチェックしましょう。

「時々している」「しない」にチェックした点については、次回のチェックまでに「している」になるようにしましょう。

	チェック項目	している	時々している	しない
1	ライフジャケットは出港時から入港時まで着用している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	ライフジャケットを着用するようお互いに声をかけあっている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	ライフジャケットのメンテナンスを定期的に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	救命浮輪、救命いかだ等の救命機器は、使用できる状態で漁船に搭載している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	常に防水措置を施した携帯電話を携帯して通信手段を確保している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	必ず就寝前に携帯電話の充電を行っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	緊急時には118番に電話できるよう短縮に登録している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	（仲間で決めた目標）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

到達度	対 応
「している」	このまま継続。
「時々している」	もう一歩取組を進めて「している」を目指しましょう。
「しない」	命の危険につながります。改善しましょう。

Ⅲ 漁協の役職員のみなさんのために

1. ライフジャケット着用の進め方

ライフジャケット着用推進のためには、漁協が中心となって計画的に進める必要があり、以下の項目のうちできるところから取り組んでいきましょう。

(1) 漁協の総会でライフジャケットの全員着用に決意しよう。

漁協の組合員の総意でライフジャケットの全員着用に決意することにより、ライフジャケット着用への意識を高めましょう。ペナルティーを定めている漁協もあります。

(2) 理事会や各漁業部会等において取組の責任者を任命しよう。

理事会、各漁業部会、女性部、青年部等でリーダーとなる人物を着用推進の責任者に選び、着用推進に取り組みましょう。また、皆で責任者を積極的にサポートしていきましょう。

(3) 系統団体、地方公共団体、国と連携しながら取り組もう。

ライフジャケット着用推進が思うように進まなかったり、取組が継続できなかつたら、都道府県内の系統団体や地方公共団体、国の機関に積極的に相談して解決方法を見つけましょう。

(4) 声掛け運動、仲間同士で互いに「着ているか」の一声を。

組合員同士でライフジャケットを着用しているか声を掛け合おう。洋上でも無線を利用して互いにライフジャケットの着用を呼び掛けて、ライフジャケット着用の意識を高めよう。

また、組合員の家族などにも呼び掛けて、地域でライフジャケット着用の意識を啓発しましょう。

(5) 講習会や集会を開催し着用を啓発しよう。

講習会や集会を定期的で開催するとともに、ライフジャケットを実際に手にとって学習すること等により、着用の効果や重要性を啓発し、着用に対する意識を高めましょう。

(6) 横断幕、ポスター、リーフレットなどを活用して啓発しよう。

ライフジャケット着用を呼びかける横断幕やポスター、のぼりを組合員の目につく場所（組合の事務所や荷捌き所等）に常時掲示したり、リーフレットを組合員に配布し、ライフジャケット着用を啓発しましょう。

(7) 家族にも協力をお願いしよう（家族ぐるみでライフジャケット着用意識を高揚）。

家族からも「愛する家族のため、仲間のためにもライフジャケットを着て」と働きかけるよう協力をお願いしましょう。

また、ライフジャケット着用のための講習会等に家族も参加してもらおう。

(8) ライフジャケットは使いやすいものを選ぼう。購入に対する助成が得られるか検討してみよう。

(→21頁、25頁も見てください。)

ライフジャケットは常時着用するものだけに着やすさや作業性を考慮して選ぶことが重要。メーカーから見本やカタログを取り寄せて、漁業種別部会等のグループで検討しよう。

また、ライフジャケット購入に際しては、メーカーから更に詳しい特徴等の説明を受けましょう。

(9) メンテナンスも考慮してライフジャケットを選ばせよう。

(→13頁、23頁も見てください。)

ライフジャケットは機能を適切に維持できなければ、着用しても意味がありません。購入時には、定期的なメンテナンスが必要になることを考慮して導入を計画しましょう。（メンテナンス費用がかかることもお忘れなく。）

2. チェックリスト

ライフジャケット着用の取組状況を確認するため、下の項目のうち組合（部会）で取り組んでいる項目について、定期的（月に1回程度から）にチェックしましょう。

チェックリストを目立つところに掲示し、「時々している」「しない」にチェックした点については、次回のチェックまでに「している」になるようにしましょう。

	チェック項目	している	時々している	しない
1	漁協の総会でライフジャケットの着用を決議した。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	理事会や各漁業部会等において責任者を中心に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	ライフジャケット着用推進の責任者を組合でサポートしている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	系統団体、地方公共団体、国と連携しながら取り組んでいる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	声かけ運動に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	講習会や集会を開催しライフジャケット着用を啓発している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	横断幕、ポスター、リーフレットなどを活用して着用啓発をしている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	家族から組合員に働きかけている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	ライフジャケット購入時の指導・支援やメンテナンスの指導を行っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	その他組合（部会）で決めた目標	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

到達度	対応
「している」	このまま継続。
「時々している」	もう一歩取組を進めて「している」を目指しましょう。
「しない」	命の危険につながります。改善しましょう。

Ⅳ 漁船員のみなさんのために

1. ライフジャケット着用の進め方

漁船員のライフジャケット着用を推進するためには、経営者（船主）の指示に従って取り組むのは当然ですが、自分の命は自分で守るとの強い意志を持って取り組んでいただきたいと思います。特に漁船の責任者である漁ろう長（船長）が率先して実践したり、他の漁船員に指示して取り組むことが重要です。以下の点について留意して取り組んでください。

（１）漁ろう長、船長は作業指示の際にライフジャケット着用の一言を。

漁ろう長、船長は、他の船員に作業の指示をする際には、ライフジャケットの着用も合わせて指示しましょう。また、着用せずに作業をしている漁船員には、すぐに着用するよう指示しましょう。

（２）船内で声掛け運動。互いに「着ているか」の一声を。

漁ろう長、船長は、漁船内において、常に漁船員に対し、ライフジャケットを着用するよう声を掛けましょう。また、漁船員同士でライフジャケットを着用するよう声を掛け合うよう働きかけましょう。

（３）ポスター、リーフレットなどを活用して着用推進。

ライフジャケット着用を呼びかけるポスターを船員の目につく場所（食堂や風呂場前等）に常時掲示したり、リーフレットを必要部数コピーして配布・回覧することなどにより、ライフジャケット着用を啓発しましょう。

2. チェックリスト

漁船内でのライフジャケット着用の取組状況を確認するため、下の項目について、定期的（月に1回程度から）にチェックしましょう。

チェックリストを船内の目立つ場所に掲示し、「時々している」「しない」にチェックした点については、次回のチェックまでに「している」になるようにしましょう。

	チェック項目	している	時々している	しない
1	漁ろう長、船長は作業指示の際にライフジャケット着用の一言を。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	船内で声掛け運動。互いに「着ているか」の一声を。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	ポスター、リーフレットなどを活用して着用推進。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	（このほかに自ら決めた目標）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

到達度	対応
「している」	このまま継続。
「時々している」	もう一歩取組を進めて「している」を目指しましょう。
「しない」	漁船員の命の危険につながります。改善しましょう。

V 経営者（船主）のみなさんのために（特に大臣・知事許可漁業等の漁船）

1. ライフジャケット着用の進め方

漁船員のライフジャケット着用を推進するためには、経営者（船主）のみなさんが計画的に取り組むことが重要です。以下の点について留意して取り組んでください。

- (1) 漁業関係団体、地方公共団体、国が取り組む施策に参加しましょう。

漁業関係団体、地方公共団体、国が取組ライフジャケット着用推進を含む施策や呼びかけに、積極的に参加しましょう。

- (2) 漁業関係団体、地方公共団体、国と連携しながら取り組もう。

連携することにより、専門知識を持っている方々のノウハウを身につけることができるので、漁業関係団体、地方公共団体、国に積極的に相談し、サポートを受けましょう。

- (3) 暴露甲板においては、ライフジャケットを着用させよう。

漁船員に対し、暴露甲板においては、海中転落に備えライフジャケットを着用させるように呼びかけましょう。

また、上記の取組に併せて、漁船員のライフジャケットの着用推進の自主的な取組に援助をしましょう。

- (1) 漁船員と連絡を取る際には「ライフジャケットを着用しているか。」の一言を。
- (2) ポスター、リーフレットなどを漁船に送付しよう。
漁船内の目につく場所（食堂や浴室前等）に掲示するためのポスターやリーフレットを漁船に送付しましょう。
- (3) ライフジャケットのメンテナンスを定期的に行おう。
(→16頁も見てください。)

2. チェックリスト

ライフジャケット着用の取組状況を確認するため、下の項目について、定期的（月に1回程度から）にチェックしましょう。

チェックリストを目立つ場所に掲示し、「だいたいできている」「今ひとつ」にチェックした点については、次回のチェックまでに「よくできている」になるようにしましょう。

	チェック項目	している	時々している	しない
1	漁業関係団体、地方公共団体、国が取り組む施策や呼びかけに参加している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	漁業関係団体、地方公共団体、国と連携しながら取組んでいる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	暴露甲板においては、ライフジャケットを着用するように漁船員に指示している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	声掛け運動に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	ポスター、標語及び事例などを活用して啓発している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	メンテナンスも考慮してライフジャケットを選んだ。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	（このほかに自ら決めた目標）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

到達度	対応
「している」	このまま継続。
「時々している」	もう一歩取組を進めて「している」を目指しましょう。
「しない」	漁船員の命の危険につながります。改善しましょう。

Ⅵ 漁業関係団体のみなさんのために（特に大臣・知事許可漁業等の漁船）

1. ライフジャケット着用の進め方とチェックリスト

漁船員のライフジャケット着用推進は、一義的には経営者（船主）の責任となっておりますが、個々の経営者の取り組みが促進されるよう、傘下の経営者に対し以下の取り組みを行いましょ。また、定期的に下のチェックリストにチェックしましょ。

(1) 傘下の経営者（船主）に漁船の安全管理活動に関する計画の内容を伝えよう。

所管官庁から通知のあった漁船の安全管理活動に関する計画等を傘下の経営者に伝達しましょ。また、（社）大日本水産会で開催される「海上特別委員会」のうち、漁船の安全管理に関する内容及び意図も傘下の経営者に伝達しましょ。

(2) 総会等の際や会報等を通じてライフジャケット着用の普及啓蒙をしよう。

傘下の経営者が出席する総会や各種会議の際や傘下の経営者に配布する会報等の印刷物を通じてライフジャケット着用の推進の呼びかけを行い、普及啓蒙に努めよう。

(3) ライフジャケット着用推進のための普及啓蒙資材を傘下の経営者に提供しよう。

国や関係団体が作成したライフジャケット着用を呼びかけるポスター等入手し、傘下の経営者に配布し、漁船内での掲示を呼びかけよう。

	チェック項目	している	時々している	しない
1	傘下の経営者（船主）に漁船の安全管理活動に関する計画の内容を伝えている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	総会や会報等を通じてライフジャケット着用の普及啓蒙をしている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	ライフジャケット着用推進のための普及啓蒙資材を傘下の経営者に提供している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	（このほかに自ら決めた目標）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

到達度	対応
「している」	このまま継続。
「時々している」	もう一步取組を進めて「している」を目指しましょ。
「しない」	漁船員の命の危険につながります。改善しましょ。

Ⅶ ライフジャケットの導入にあたって

1. ライフジャケットの選び方

県漁連（県漁協）の購買担当へお問い合わせ下さい。不明な場合や製品へのご質問等は下記ライフジャケットメーカーにもご相談ください。

ライフジャケット・メーカーの連絡先一覧

会社名	郵便番号	住 所	電話番号
全国漁業協同組合連合会	101-8503	東京都千代田区内神田1-1-12	03-3294-9628
アキレス(株)	160-8885	東京都新宿区大京町22-5	03-3225-2184
アール・エフ・ディー・ジャパン(株)	231-0801	神奈川県横浜市中区新山下3-7-24	045-629-0055
(株)オーシャンライフ	644-0005	和歌山県御坊市名屋町2-8-1	0738-23-4616
高階救命器具(株)	556-0028	大阪府大阪市浪速区久保吉1-1-34	06-6568-3512
東洋物産(株)	166-0012	東京都杉並区和田3-53-14	03-3312-1471
日本救命器具(株)	135-0031	東京都江東区佐賀1-1-4	03-3642-3296
日本船具(株)	108-0071	東京都港区白金台1-5-5	03-3447-7272
藤倉航装(株)	142-0063	東京都品川区荏原2-4-46	03-3785-2108
藤倉ゴム工業(株)	141-0031	東京都品川区西五反田2-11-20	03-3490-2124
ライフガード工業(株)	130-0013	東京都墨田区錦糸1-14-7	03-3623-4197

あなたの持っている、または購入しようとしているライフジャケットはどのタイプ

[法令で着用義務が定められているもの]

種 類	タイプ別分類	区 分
① 救命胴衣		総トン数20トン以上の船舶の救命設備として搭載が義務付けられている救命胴衣
② 作業用救命衣 (海中転落の恐れのある作業に従事するとき)	TYPE A	総トン数20トン以上の船舶で、舷外作業や漁ろう作業の際に、海中転落の恐れのあるときに着用する救命衣(小型船舶用救命胴衣を兼用したものもある。)
③ 小型船舶用救命胴衣	TYPE A~F	小型船舶(総トン数20トン未満等)の救命設備として義務付けられている救命胴衣

[その他のもの]

④ 小型船舶用浮力補助具	TYPE G	12海里未満の海域で操業する小型漁船で使用できるものとして浮力補助具があります。ただし、一人乗り小型漁船の場合は救命胴衣が推奨されています。
--------------	--------	--

比較的着用しやすいライフジャケットのタイプ一覧

浮力体のタイプと素材	写 真	特 徴
固型式 (発泡ポリエチレン・PVC等)		折れ目やスリットを多用することで作業性を格段に向上させたベストタイプや、合羽との重ね着を不要とする合羽一体タイプなどがあります。膨脹式よりも軽量で保温性が高く、防寒やプロテクターの様な効果もあります。メンテナンスフリーで水洗い可能ですが、表地の破損や浮力体の潰れなどの劣化には注意が必要です。
膨脹式 (炭酸ガス)		浮力に炭酸ガスを使用するため、通常時は非常に薄くコンパクトなタイプです。体を覆う部分が少なく、特に熱中症対策用には最適です。首掛けタイプやベルト・ポーチタイプがあります。膨脹方法は、自動(水に浸かり自動的に膨脹)と手動(紐を引き膨脹)兼用式と手動式のみがあり、作動後は消耗パーツを新品交換することで、再度作動可能となります。側地カバーと気室を分離させたり消耗パーツを外すことによって、水洗いは可能ですが、膨脹装置や気室の定期的なメンテナンス・消耗品交換が必要です。
空気密封式 (空気のみ・空気＋固型併用)		空気を密封した袋を浮力体に使い、外観上は固型式と見間違ふほどですが、非常に柔らかくかさばりません。また、空気式と固型式の併用したタイプもあります。空気を使用しているため、定期的な本体の交換が必要な場合があります。
ハイブリット式 (固型＋手動膨脹式)		固型式の安定性と、膨脹式のコンパクト性を併せ持つタイプで、作業性向上とかさばり感、暑さ軽減など作業性に富んでいます。固型のみで必要最低の浮力を確保し、膨脹させるとより高い浮力を得ることができます。そのまま水洗いが可能ですが、膨脹装置や気室の定期的なメンテナンスが必要です。

選び方や着用での工夫

- 見た目や価格のみで選ばず、できるだけ試着をして選びましょう。作業姿勢での着用感や重量感など、巻き込まれ・引き込まれ易くないかなどを、自分の作業や漁具に合ったものか確認することが大切です。
- 使用後はライフジャケットを洗いましょう。それぞれのタイプで方法は違いますが、洗うことにより劣化の進行が遅くなります。またライフジャケットは消耗品です。使用・保管状況等により劣化進行が大きく異なりますので、安全の為早めの交換をおすすめします。
- 不明・不安な点がある場合はメーカー・販売担当へご相談ください。

2. ライフジャケットのメンテナンス

きちんとメンテナンスしないと、いざという時に役に立たず、身を守ることができません。特に膨脹式の場合にはメンテナンスが欠かせません。導入するときから、メンテナンスのことを考えておきましょう。（以下はその一例です。必ずメーカーや販売店の指示どおり行いましょう。）

(1) ライフジャケット導入時

ライフジャケットの種類によっては、ライフジャケットの機能を維持するために定期的なメンテナンスが必要なものがあります。また、メンテナンスには費用が発生します。導入する際には必ず、メンテナンスの頻度、方法、費用を確認するようにしましょう。販売店で確認できない場合には、直接メーカーに問い合わせましょう。

(2) ライフジャケットのメンテナンス

ライフジャケットのメンテナンスは、メーカーが指定する頻度や方法を必ず守って行いましょう。自己流の方法でメンテナンスをするとライフジャケットが正常に機能しないおそれがあります。正しい知識を身に付けましょう。

(3) メンテナンスのポイント

メンテナンスの事項として以下のようなものがあります。（あくまで例ですので、必ずメーカー、販売店で確認してください。）

- ・〔膨脹式〕①ガスボンベのチェック及び定期更新
②スプール等のチェック及び定期更新
③空気漏れのチェック
④損傷のチェック（バックル、ベルト及び作動索等）
- ・〔固形式〕浮力体の変形のチェック等
- ・〔空気密封式〕浮力体の破損のチェック等

(4) 普段からできること

帰港後に次の出漁に備えて汚れを落としたり、外観上の損傷の有無の確認をするなど、自分で簡単にできることもあります。普段からできることをやるように心がけていきましょう。

3. ライフジャケットの購入時にチェックすべき項目

自分たちで使いやすいライフジャケットを購入する際には、購入後のメンテナンスのことも考慮しなければなりません。以下に、漁協や漁業種類別部会等のグループでライフジャケットを購入する際にあらかじめメーカーや販売店に確認すべき項目をまとめました。

	確認すべき項目
<input type="checkbox"/>	メンテナンスはどのぐらいの頻度で必要か。
<input type="checkbox"/>	耐用年数はどのぐらいか。

	確認すべき項目
<input type="checkbox"/>	メンテナンスはどのような方法で行うのか。
<input type="checkbox"/>	1回のメンテナンスにかかる費用はいくらか。

	確認すべき項目
<input type="checkbox"/>	メンテナンス方法は自分たちでできる内容か、地域の販売代理店等でも行えるものか、メーカー又は販売店に送付しなければならないものか。

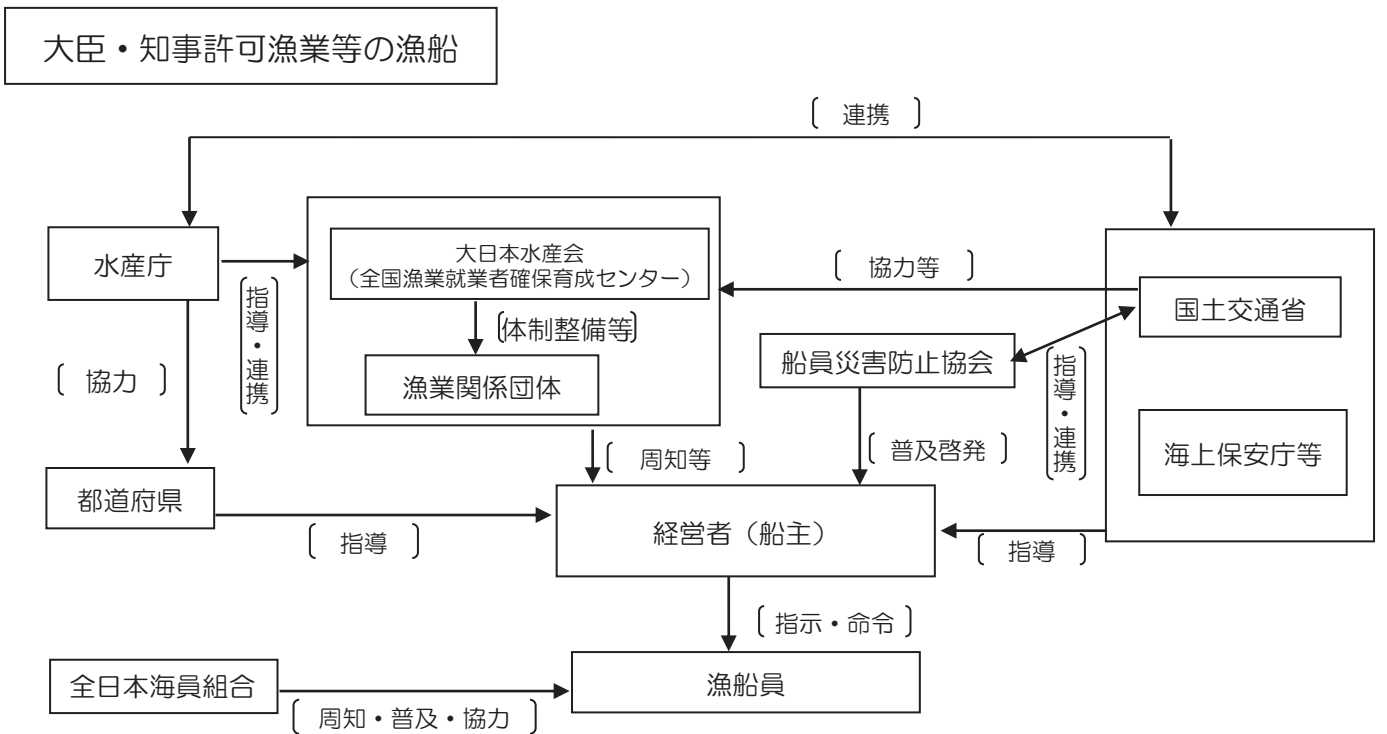
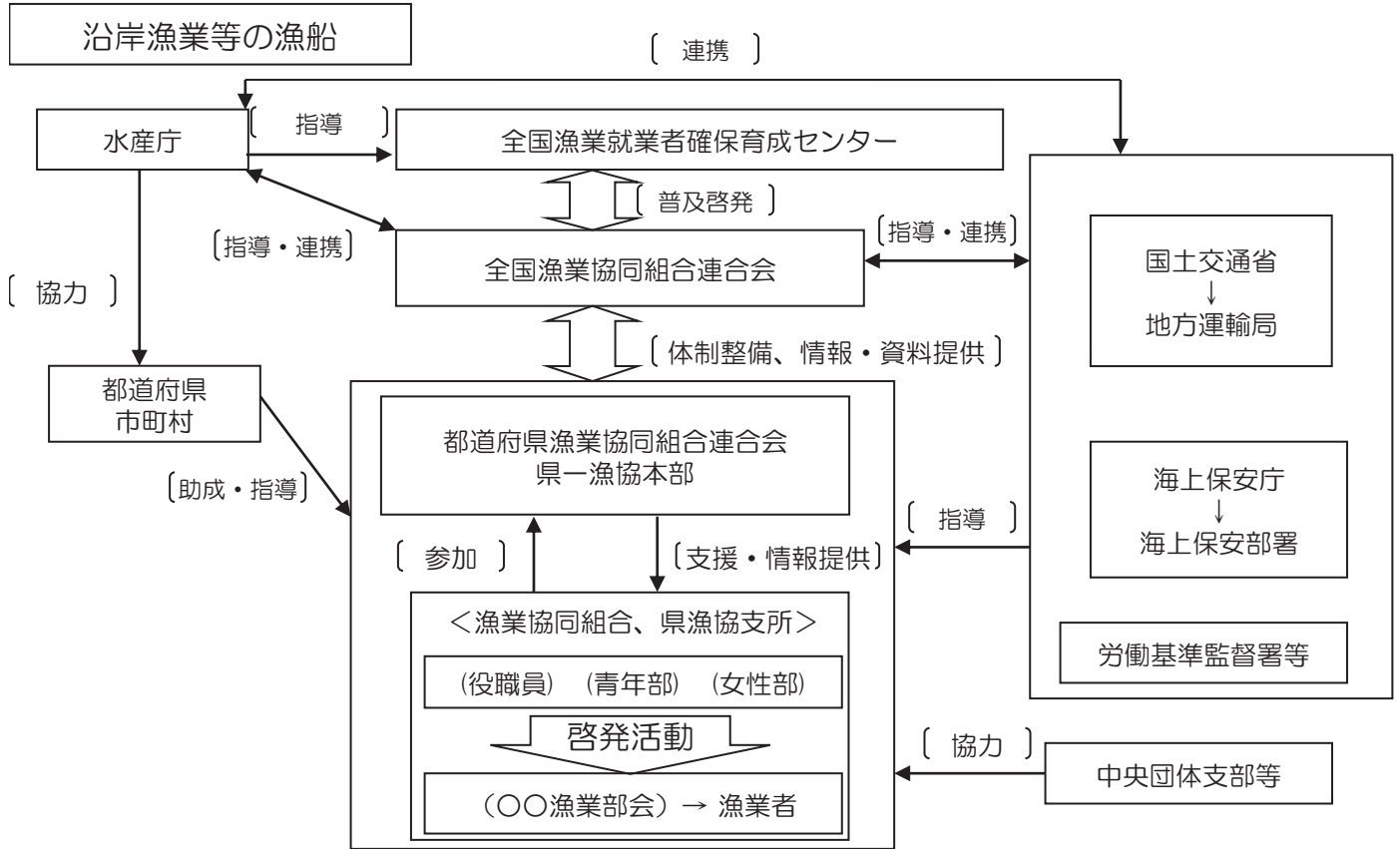
4. ライフジャケット購入の補助事業に取り組んでいる団体等 一覧・問い合わせ先

ライフジャケット購入に関しては、以下のような助成事業が現在行われていますので参考にして下さい。

	実施団体	対象者	内 容	問い合わせ先
1	漁船保険中央会	保険組合が認めたもの（一部の保険組合が実施）	漁船保険組合より予算の範囲内でライフジャケットの購入費の一部を助成	03-3591-3101
2	中央漁業操業安全協会	輻輳海域 (東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の一部)	約6,500円～17,000円のライフジャケットの購入に際して、助成により漁業者の負担額は概ね3,000円～8,000円程度となる。	03-3254-4660

上記以外にも、助成を行っている都道府県、市町村、団体等がありますので問い合わせせてみてください。

5. ライフジャケット着用推進取組体制図



6. 関係省庁・関係団体一覧

関係省庁一覧

関係省庁名	電 話	ホームページ
水産庁	03-6744-2340 (企画課漁業労働班)	http://www.jfa.maff.go.jp
国土交通省海事局	03-5253-8111	http://www.mlit.go.jp/maritime
海上保安庁	03-3591-6361	http://www.kaiho.mlit.go.jp
海難審判所	03-5253-8821	http://www.mlit.go.jp/jmat
運輸安全委員会	03-5253-8486	http://www.mlit.go.jp/jtsb
気象庁	03-3212-8341	http://www.jma.go.jp

関係団体一覧

関係団体名	電 話	ホームページ
(社)大日本水産会	03-3585-6681 (漁政部企画課)	http://www.suisankai.or.jp
全国漁業協同組合連合会	03-3294-9617 (漁政部)	http://www.zengyoren.or.jp
全国漁業就業者確保育成センター	03-5545-1617	http://www.ryoushi.or.jp
全国内水面漁業協同組合連合会	03-3586-4821	http://www.naisuimen.or.jp
漁船保険中央会	03-3591-3101	http://www.ghn.or.jp
全国共済水産業協同組合連合会	03-3294-9641	http://www.kyosuioren.or.jp
(財)中央漁業操業安全協会	03-3254-4660	—
(社)全国漁業無線協会	03-5688-3371	—
船員災害防止協会	03-3263-0918	http://www.sensaibo.or.jp
(社)日本海難防止協会	03-3502-3542	http://www.nikkaibo.or.jp
日本小型船舶検査機構	03-3239-0826	http://www.jci.go.jp
小型船舶関連事業協議会	03-3239-0091	http://www.jc-kyougikai.org

7. 着用推進の参考となるホームページ

ライフジャケットの着用

	内 容	アドレス	検 索
国土交通省 海事局	ライフジャケットの必要性 ライフジャケットの種類 着用措置 技術基準 使用時の注意点	http://www.mlit.go.jp/maritime/lifejacket/index.html	海事局 ライフジャケット

ライフジャケットのメンテナンス

	内 容	アドレス	検 索
日本小型船舶検査 機構	膨脹式ライフジャケットのメンテ ナンス	http://www.jci.go.jp/tech/pdf/boutyodouu_manyuaru.pdf	JCI 救命胴衣 の保守

安全操業一般

	内 容	アドレス	検 索
海上保安庁	安全航行のチェックポイント	http://www.kaiho.mlit.go.jp/syokukai/soshiki/toudai/navigation-safety	海上保安庁 安 全航行
	海難及び人身事故の発生と救助の状 況について	http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/tokei/index.htm	海上保安庁 救 助の状況
	主な海の事件・事故	http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/tokei/index.htm	海上保安庁 海 の事件

自己救命の基本

1. ライフジャケットの常時着用
2. 家族・仲間同士での着用の呼び掛け
3. 防水を施した携帯電話及びその他緊急用通信手段の確保
4. 118番への通報

漁協の役職員の ライフジャケット着用を推進するポイント

1. 漁協の総会でライフジャケットの全員着用を決議しよう。
2. 理事会や各漁業部会等の中で取組みの責任者を任命しよう。
3. 系統団体、地方公共団体、国と連携しながら取り組もう。
4. 声掛け運動、仲間同士で互いに「着ているか」の一声を。
5. 講習会や集会を開催しライフジャケット着用啓発しよう。
6. 横断幕、ポスター、リーフレットなどを活用して着用啓発しよう。
7. 家族にも協力をお願いしよう
(家族ぐるみでライフジャケット着用意識を高揚)。
8. ライフジャケットは使いやすいものを選ぼう。購入に対する助成が得られるか検討してみよう。
9. メンテナンスも考慮してライフジャケットを選ぼう。

経営者（船主）のライフジャケット着用を推進するポイント

1. 漁業関係団体、地方公共団体、国が取り組む施策に参加しましょう。
2. 漁業関係団体、地方公共団体、国と連携しながら取り組もう。
3. 暴露甲板においては、ライフジャケットを着用させよう。